

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、株式会社MS1880（以下「当社」といいます）及び当社がシュタイフクラブジャパン事務局の運営を委託するアイエスティー株式会社（以下「IST」）が運営する「シュタイフクラブジャパン」（以下「本クラブ」といいます）に関して、

第5条に定めるシュタイフクラブ会員（以下「会員」といいます）による利用の一切に適用されるものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1. 本規約のほか当社が別途定めて表示する諸規定（以下「諸規定」といいます）も、本規約の一部を構成するものとします。

2. 本規約本文の定めと、諸規定の定めとが異なる場合は、当該諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の内容及びサービスの変更)

1. 本規約及び本クラブのサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます）の内容は、当社が定めて、これを随時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条 (当社からの通知)

1. 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、会員に対し随時必要な事項を通知した時点から、その効力を生じるものとします。

第2章 会員

第5条 (会員)

1. 本規約における会員とは、第6条に定める当社への入会申請を行い、当社が入会を承認した者をいいます。

2. 当該承認後、会員は当社が定める本サービスを利用できるものとします。

第6条 (入会について)

1. 会員は、当社から会員宛の送付物の送り先の住所地在日本国内にある者に限定するものとします。

但し、当該申請時点で入会申請者が18歳未満である場合は、その保護者の同意が必要となります。

2. 会員は、入会申請の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなします。

第7条 (入会の承諾及び取り消し)

1. 当社は、前条の入会申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その申請を承認するものとします。

但し、当該承認後に会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、書面若しくは電子メールで通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。その場合、年会費は返却しません。

(1) 入会申請内容に虚偽の記載がある場合

(2) 入会申請者が存在しない場合

(3) 入会申請者が法人、又は団体等である場合。

但し当社が特別に認めた場合を除く

(4) 入会申請者の承諾なくして他者が申し込んだ場合

(5) 入会申請者による入会申請の目的が、いわゆる転売目的である場合

(6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

(8) 本クラブの年会費の決済方法として、入会申請者が指定したクレジットカード、又は銀行、郵便局等預貯金口座の使用が認められない等、入会申請者が指定した決済手段が無効である場合

(9) 入会申請をした時点で利用料金の支払いを怠っている場合、又は過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合

(10) 過去に本クラブの利用承認が取り消され、又は除名処分とされている場合

(11) 入会申請時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合

(12) 本規約に違反した場合

(13) 入会の意思表示があった際でも入会金の支払いがない場合

(14) その他、会員として不適当であると当社が認める場合

第8条（会員資格の有効期限）

1. 会員資格の有効期間は、入金確認後の翌月～1年間とします。

第9条（会員資格の更新）

1. 会員は、前条の有効期間満了日、又は当社が別途指定する日までに更新手続き（当社が会員に対し送付する資料にその方法を記載します）を行うことにより、前条の有効期間を更新することができます。

2. 本条により会員資格が更新された会員は、次年度以降の会員規約、その他諸規定を承諾したものとみなします。

第10条（会員証）

1. 当社が第6条の手続きにより入会を承認した場合、会員証を発行します。発行の際、当社が会員ごとに会員番号を設定します。会員が当該会員番号を選択することはできません。

2. 会員証は、会員名が記載された本人に限り利用可能とします。会員による本サービスの利用に際して、必ず提示いただくこととし、提示がない場合は本サービスを受けることができないこととします。

3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第27条に記載する「シュタイフクラブジャパン事務局」宛に連絡するものとします。

4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を希望者にご負担いただくことにより、当会は会員証を再発行します。

第11条（譲渡等の禁止）

1. 会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます）に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできません。

第12条（会員個人情報の変更）

1. 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等当社への届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を当社所定の方法により第27条に記載する「シュタイフクラブジャパン事務局」宛に届け出ることとします。

2. 会員は、住所の変更に際して、郵便局に対して転居届けを提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送、料金等をすべて負担していただくものとします。

3. 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届け出に関する責任は、すべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利益に関して、当会は一切の責任を負わないものとします。

5. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止します

第13条（退会について）

1. 会員は、随時、所定の手続きを行い、本クラブを退会することができます。退会と同時にその諸権利は失われているものとします。

2. 会員資格は、一身専属のものとし、当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱います。

3. 前2項の場合、当社は、会員及びその相続人等に対して年会費は返却しません。

4. 当社は、本クラブ及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第3章 会員の義務

第14条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用に関してすべての責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑、又は損害を与えないものとします。

2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当会は一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、第三者の行為に対する疑問、もしくはクレーム等がある場合は当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

4. 当会は、本クラブ及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

5. 当会以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当会はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第 15 条 （営業活動の禁止）

1. 会員は、本クラブ及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはなりません。

第 16 条 （その他の禁止事項）

1. 会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社及び第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本クラブに入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 会員証、会員番号、入会記念品、入場券、招待券、当選はがき、入場券の当選予約番号、郵便物、プレゼント商品等を転売目的で第三者に譲渡する行為
- (6) 当社及び本クラブ又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 当社及び本クラブ又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (8) 本クラブの運営を妨げるような行為
- (9) 前各号の他、本規約、法令、又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 4 章 年会費

第 17 条 （年会費）

1. 第 8 条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、変更となる場合があります。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に明示します。
2. 会員は、前項に定める年会費等を当社の定める方法により支払うものとします。
3. 当社は、第 20 条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を返却いたしません。
4. 第 1 項の年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は、原則会員の負担とします。

第 18 条 （その他の特典）

1. その他の特典に関しては、当社が別途定めることとします。
2. 郵便物、電子メール、その他送付物等が会員の事情、もしくは配送会社、会員が契約する携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応はいたしません。

第 19 条 （会員番号の使用停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用を停止する場合があります。
 - (1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
 - (2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
 - (3) 第 7 条に定める会員資格の取り消し事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
 - (4) その他当社が緊急性が高いと認める場合
2. 当社が前項の措置を取ることにより、当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 （本クラブの終了）

1. 当社は、3 カ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本クラブの活動を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。代理店変更の際、クラブ運営をそのまま引き継ぐ場合は、年会費の返金はございません。

第 21 条 (免責)

1. 当社は、本クラブ及び本サービスの利用並びに本クラブの終了により会員、又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。
2. 郵便物、電子メール、その他の送付物等が、会員の事情、もしくは当社が契約する配送会社、携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、当社は、その責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 22 条 (会員情報の取扱い)

1. 当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報
(以下、これらを総称して「会員情報」といいます)を取得するものとし、会員情報の保護について必要かつ適切な措置を講じることとします。

第 23 条 (会員情報の利用目的)

1. 会員情報の利用目的は、次の各号の通りとします。
 - (1) 本クラブにおける記念品等商品を発送すること
 - (2) 当社が商品、サービス等本クラブに関するお知らせを会員へ通知する際、電子メール、本クラブが運営するウェブサイト上での掲示、会報その他の郵送物、電話、ファックス、その他本クラブが適当と認める方法により送付すること
 - (3) 当社及びショップ、I S T、もしくは当社の業務委託先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に送付すること
 - (4) 市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成及びその公表

第 24 条 (個人情報の第三者提供)

1. 当社は、法令に基づく場合、「個人情報保護に関する法律」に定める場合、適正なサービス提供の為に判断した場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者(当社が当社に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く)に対して提供しないものとします。

第 25 条 (準拠法)

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 26 条 (専属的合意管轄裁判所)

1. 当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本クラブ及び本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、東京裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする

第 27 条 (問合わせ先)

1. 本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知等の宛先は、次の通りとします。

アイエスティー株式会社内 シュタイフクラブジャパン事務局

150-0041 東京都渋谷区神南 1-15-3

神南プラザビル 6F

TEL: 03-6382-7861/FAX: 03-6382-7863 (受付時間 10:00~17:00 土日祭日は除く)

附則

本規約は、当該年の 1 月 1 日から施行します。

また上記記載内容に合意するものとします。